隣接森林所有者との境界確認の状況について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和　　年　　月　　日

　　　黒 石 市 長　殿

届出者　 　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

黒石市大字　　　字　　　　　　番地　　の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　番 | 森林所有者 | | 確認方法 |
| 住　所 | 氏　名 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

【隣接森林所有者との境界確認に特別の事情がある場合】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和　　年　　月　　日

　　　黒 石 市 長　殿

届出者　 　住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

黒石市大字　　　字　　　　　　番地　　の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　番 | 森林所有者 | | 確認方法 |
| 住　所 | 氏　名 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |
| 番地 |  |  | 令和　年　月　日 |

の森林の所有者である　　　　　氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である　　　　　氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

記載例

隣接森林所有者との境界確認の状況について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和５年４月１日

　　　黒 石 市 長　殿

届出者　 　住　　所　黒石市大字市ノ町〇－〇

　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名　〇〇林業

代表取締役 黒石 太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　〇〇〇〇－〇〇－〇〇

黒石市大字　○○　字　○○　　〇　番地　〇　の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　番 | 森林所有者 | | 確認方法 |
| 住　所 | 氏　名 |
| ××番地△ | ○○市××町△△―〇 | 黒石　一郎 | 令和５年３月１日　現地立合 |
| 〇〇番地× | ××市△△町〇〇―× | 黒石　二郎 | 令和５年３月10日　現地立合 |
| △△番地〇 | △△市××町〇×―〇 | 黒石　三郎 | 令和５年３月20日　書面通知により承諾 |

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

【隣接森林所有者との境界確認に特別の事情がある場合】

記載例

隣接森林所有者との境界確認の状況について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和５年４月１日

　　　黒 石 市 長　殿

届出者　 　住　　所　黒石市大字市ノ町〇－〇

　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名　〇〇林業

代表取締役 黒石 太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号　〇〇〇〇－〇〇－〇〇

黒石市大字　○○　字　○○　　〇　番地　〇　の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　番 | 森林所有者 | | 確認方法 |
| 住　所 | 氏　名 |
| ××番地△ | ○○市××町△△―〇 | 黒石　一郎 | 令和５年３月１日　現地立合 |
| 〇〇番地× | ××市△△町〇〇―× | 黒石　二郎 | 令和５年３月10日　現地立合 |
| △△番地〇 | △△市××町〇×―〇 | 黒石　三郎 | 令和５年３月20日　書面通知 |

△△番地〇の森林の所有者である黒石　三郎氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である黒石　二郎氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。